

ふくしま緑の森づくり公社

森林整備業務条件付一般競争入札実施要領等の
一部改正について

下記の要領等を改正し、次ページ以降に掲載しましたのでお知らせします。（施行日 令和8年4月1日）

記

- 1 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社森林整備業務条件付一般競争入札実施要領
- 2 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社森林整備業務条件付一般競争入札心得

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社森林整備業務条件付一般競争
入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）が発注する森林整備に関する業務（以下「森林整備業務」という。）の請負契約について、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）第81条第4項の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、対象業務とは、条件付一般競争入札により入札を行う森林整備業務をいう。

2 この要領において、森林整備業務執行権者とは、本社の所管区域に係る対象業務においては理事長を、事業所の所管区域に係る対象業務においては所長をいう。

(対象業務)

第3条 対象業務は、指名競争入札又は随意契約により契約を締結する業務以外のものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 対象業務の施行箇所を含む流域において公社が福島県知事の認定を受けている森林整備合理化計画（森林整備の合理化のための金融措置要綱（平成6年8月15日6林野企第125号農林水産事務次官通知）第2の1(1)に定めるもの及び同要綱第2の1(2)に定める特別の森林整備合理化計画をいう。以下同じ。）を共同して作成し、施業受託者となっている者であること。ただし、対象業務の施行箇所が森林整備合理化計画の対象とする森林の区域外である場合は、福島県森林整備業務競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (3) 福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成20年3月28日付け19森第9171号農林水産部長通知）第2条、第3条及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
 - (5) 原則として、福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- 2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。
- (1) 本店、支店又は営業所の所在地に関すること。
 - (2) 対象業務と同規模の森林整備業務の施行実績に関すること。
 - (3) 配置予定技術者の資格等に関すること。
 - (4) その他必要な事項

（入札の公告等）

第5条 森林整備業務執行権者は、次に掲げる事項について、公社ホームページに掲載する方法及び対象業務を所掌する本社又は事業所における閲覧の方法により公告するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
 - (2) 契約条項を示す場所及び期間
 - (3) 入札に参加する者に必要な資格
 - (4) 入札書等の提出方法
 - (5) 入札執行の場所及び日時
 - (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - (7) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
 - (8) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
 - (9) その他必要な事項
- 2 公告は、公告した日から入札日まで行うものとし、その期間は原則として12日（福島県の休日を含める）を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上とする。

（設計図書等の周知）

第6条 森林整備業務執行権者は、契約条項、入札心得、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を入札公告に示した方法により周知するものとする。

- 2 前項に規定する周知の期間は、入札日の前日までとする。
- 3 設計図書等に対する質問は、森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第1号）（以下「質問書」という。）により、森林整備業務執行権者が受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して4日間（休日を除く。）

とするものとする。

- 4 森林整備業務執行権者は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（様式第2号）（以下「回答書」という。）に記載する。
- 5 森林整備業務執行権者は、前項の規定による回答書を設計図書等と同様の方法及び公社ホームページに掲載する方法により質問を受け付けた日から3日以内（休日を除く。）に周知するものとする。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、原則として行わないものとする。

（入札保証金）

第8条 会計処理規程第84条第1項に規定する入札保証金の納付は、入札に参加する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、会計処理規程第84条第2項の規定により免除するものとする。

- (1) 福島県森林整備業務競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
- (2) 福島県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録されている者
- (3) 前2号に該当する者以外で第4条第1項第1号に定める森林整備合理化計画を共同して作成し施業受託者となっている者のうち、理事長が信用状況の確認のための書類の提出を受け信用が确实であると認めた者

（入札書等の提出方法）

第9条 入札書の提出は、原則として入札公告に示す日時及び場所に入札参加者が持参することにより行う。

- 2 前項の規定に関わらず、森林整備業務執行権者が特に必要と認める場合は、郵便による入札を行うことができることとし、その場合は入札公告においてその旨を明示するものとする。
- 3 前項の郵便による入札は、入札書を一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により郵送させて行い、指定した日時までに到着したものに限り有効な入札書とする。ただし、入札等の権限を委任された者が入札する場合には委任状を同封して提出させなければならない。
- 4 前項の指定した日時の後に到着した入札書があるときは、受領せず、入札書不受理通知書（様式第3号）を添えて当該入札参加者に簡易書留にて返送するものとする。

（入札の執行等）

第10条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。
- 3 入札及び開札は公開とする。
- 4 森林整備業務執行権者は、開札したときは、直ちに入札書を入札金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- 5 前項の確認は、無効又は失格の入札を除き最低価格から第2番目の価格の入札を確認するまで行うものとする。

(森林整備業務条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表の作成)

第11条 森林整備業務執行権者は、入札書に記載された事項を基に森林整備業務条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表(様式第4号)(以下「一覧表」という。)を作成しなければならない。

- 2 森林整備業務執行権者は、入札が無効であること又は入札参加者が入札参加資格を有しないことが明らかな者も含め、すべての者を一覧表に記入するものとする。

(入札の無効等)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 1の入札について同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (3) 第9条第2項の規定により郵便による入札を行った場合において、指定した日時の後に入札書が到着した入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札候補者)

第13条 森林整備業務執行権者は、最低価格で入札した者から第2順位までの入札参加者(第10条第4項の規定による失格又は無効の入札を行った者を除く。以下同じ。)

(以下「落札候補者」という。)を落札候補者として入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

(再度入札)

第14条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合、第1回目の最

低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札候補者がいない場合には、森林整備業務執行権者は当該入札を打ち切ることができる。
- 3 第1項の入札には、第12条に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

(くじの実施)

第15条 第10条第4項及び前条第1項の規定に基づく開札において、失格の入札を行った者を除き、最低価格又は第2番目の価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより順位を決定するものとする。

(落札決定の保留)

第16条 森林整備業務執行権者は、落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った後に落札者を決定する旨を宣言しなければならない。

(入札参加資格の事後審査)

- 第17条 条件付一般競争入札は、入札参加資格の確認について入札参加希望者の入札手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図るため、入札後に最低価格入札者から順に入札参加資格が確認できるまで審査を行う事後審査方式により行うものとする。
- 2 森林整備業務執行権者は、落札候補者を決定したときは、落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認をしなければならない。
 - 3 前項の確認は、第1順位落札候補者から順に、入札参加資格を有する者が確認できるまで行うものとする。この場合において、森林整備業務執行権者は、入札参加資格がないと認める者があったときは、速やかに次順位の落札候補者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の確認は、開札日から起算して5日以内（休日を除く。）に行わなければならない。
 - 5 第13条の規定により決定した落札候補者がすべて入札参加資格を有していなかったときは、第3順位以降の入札参加者を順次落札候補者として当該落札候補者に落札候補者になった旨を通知するとともに、入札参加資格の確認を行うものとする。この場合においては、第15条及び前項の規定を準用する。

(入札参加資格確認書類)

第18条 森林整備業務執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有しているか確認する場合において必要があると認めるときは、確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認書類」という。）の提出を指示するものとする。

2 森林整備業務執行権者は、入札事務の効率化を図るため、前項により提出を求める入札参加資格確認書類を入札公告において予告することができる。

（入札参加不適合の通知）

第19条 森林整備業務執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対し速やかに理由を付して森林整備業務条件付一般競争入札参加資格不適合通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

2 前項の通知に不服のある落札候補者は、当該通知を受けた日から起算して3日以内（休日を除く。）に、その理由について森林整備業務条件付一般競争入札参加資格不適合通知に対する理由説明請求書（様式第6号）により説明を求めることができるものとする。

3 森林整備業務執行権者は、前項の規定による説明を求められたときは、当該請求を受けた日から起算して6日以内（休日を除く。）に、当該落札候補者に対し書面により回答しなければならない。

4 第2項に規定する理由の説明の求めは、入札事務の執行を妨げない。

5 森林整備業務執行権者は、第3項に規定する回答をするに当たり、当該落札候補者に入札参加資格があると考えられる場合において、まだ落札者を決定していないときは、改めて第17条第1項に規定する資格確認の経路を経て、入札参加資格不適合通知書を取り消す旨の通知及び落札者とする旨の通知を行うものとする。

（落札決定までに入札参加資格を失った場合）

第20条 落札候補者が落札決定までに入札参加資格を失ったときは、初めから入札参加資格がなかったものとみなす。

（落札者の決定）

第21条 森林整備業務執行権者は、落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは、速やかに当該落札候補者を落札者として決定しなければならない。

2 森林整備業務執行権者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に確実な方法により通知しなければならない。

3 前項以外の入札参加者への落札者決定の通知は、第23条の規定による当該入札結果の公表をもってこれに代える。

4 森林整備業務執行権者は、落札者を決定するときは、入札の過程及び結果を一覧表に記入しなければならない。

(契約保証金)

第22条 会計処理規程第84条第1項に規定する契約保証金の納付は、落札者が第8条各号のいずれかに該当する場合は、会計処理規程第84条第2項の規定により免除することができる。

(入札結果等の公表)

第23条 この要領の規定に基づき執行した入札の結果等については、次の各項に定めるところにより、閲覧に供するものとする。

2 公表する内容は、次のとおりとする。

(1) 第4条に規定する入札参加資格

(2) 入札参加資格がないと認めた者の商号又は名称及びその理由

(3) 入札者の商号又は名称及び各入札者の入札金額並びに落札者の商号又は名称及び落札金額

(4) 会計処理規程第81条第6項第6号の規定により随意契約とした場合においては、見積者の商号又は名称及び各見積者の各回の見積金額並びに契約の相手方の商号又は名称及び契約金額

(5) 契約の内容

ア 契約の相手方の商号又は名称

イ 業務名、施行箇所、業務概要

ウ 契約金額

3 公表の場所は、次のとおりとする。

(1) 本社又は事業所

森林整備業務執行権者は、本社又は事業所の事務所内に書類を備え置き、閲覧に供するものとする。

(2) ホームページ

森林整備業務執行権者は、次のア～ウに掲げる書類の写しを公社ホームページに掲載し、公表するものとする。

ア 森林整備業務条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表(様式第4号)

イ 入札(見積)執行調書・入札(契約)結果書(様式第7号)

ウ 第5条に規定する公告の写し

4 公表の時期は、契約締結後1週間以内とする。

5 公表の期間は、契約を締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

（元号） 年 月 日

（森林整備業務執行権者） 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩
電 話 番 号
（作成担当者 ）」

事業番号（※）	
事業種	
施行箇所	
質 問 事 項	

（※） 入札公告において事業番号が付されていない場合は、空欄として構わない。

森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

（元号） 年 月 日

（森林整備業務執行権者）

事業番号（※）	
事業種	
施行箇所	
質 問 事 項	
回 答 事 項	

（※） 入札公告において事業番号が付されていない場合は、空欄として構わない。

入札書不受理通知書

（元号） 年 月 日

様

（森林整備業務執行権者）

下記事業に係る貴殿からの入札書について、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社
森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第9条第4項に定める事項に該当するため、
受理しないこととします。

記

- 1 事業番号
- 2 事業種
- 3 施行箇所
- 4 開札年月日
- 5 該当事項

様式第4号（第11条関係）

森林整備業務条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

（森林整備業務執行権者）

事業番号	
事業種	
施行箇所	

公告日	
開札日	
落札者決定日	

No.	入札参加者	入札参加資格の確認結果					入札結果	備考
	商号、名称	① 公社が福島県知事の認定を受けている森林整備合理化計画を共同して作成し、施業受託者となっている。 (注)	② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当しない。	③ 入札参加資格制限中でない。	④ 会社更生手続又は民事再生手続中でない。	⑤ 県内に本店、支店又は営業所を有する。		
1								
2								
3								
4								
5								
6								

（注）施行箇所が森林整備合理化計画の対象とする森林の区域外である場合は、①を「福島県森林整備業務競争入札参加有資格者名簿（ 業務）に登録されている者である。」に読み替える。括弧内は、福島県森林整備業務競争入札参加有資格者名簿における森林整備業務の種類を記載する。

森林整備業務条件付一般競争入札参加資格不適格通知書

（元号） 年 月 日

様

（森林整備業務執行権者） 印

先に貴殿を落札候補者とした下記森林整備業務については、下記のとおり入札参加資格がないことを確認しましたので、お知らせします。

なお、この通知に不服があるときは、理由の説明を求めることができますので、説明を求める場合は、この通知を受け取った日から起算して3日以内（休日を除く。）に、その旨を記載した森林整備業務条件付一般競争入札参加資格不適格通知に対する理由説明請求書（様式第6号）を提出してください。

記

公 告 日	
事 業 番 号 (※)	
事 業 種	
施 行 箇 所	
入札参加資格がないと認めた理由	

(※) 入札公告において事業番号が付されていない場合は、空欄として構わない。

森林整備業務条件付一般競争入札参加資格不適格通知に
対する理由説明請求書

（元号） 年 月 日

（森林整備業務執行権者）

住 所
商号又は名称
代 表 者 名 ⑩
電 話 番 号
（作成担当者 〇）

事業番号（※）	
事業種	
施行箇所	
理由の説明を求める理由	

（※） 入札公告において事業番号が付されていない場合は、空欄として構わない。

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社森林整備業務条件付一般競争入札心得

(目的)

第1条 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社（以下「公社」という。）が発注する森林整備業務の請負契約に係る条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令、公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）、入札公告、入札説明書並びに契約の方法及び入札の条件に定めるもののほか、この心得の定めるところにより入札しなければならない。

(入札保証金)

第2条 会計処理規程第84条第1項に規定する入札保証金の納付は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、会計処理規程第84条第2項の規定により免除する。

- (1) 福島県森林整備業務競争入札参加有資格者名簿に登録されている者
 - (2) 福島県意欲と能力のある林業経営者名簿に登録されている者
 - (3) 前2号に該当する者以外で公社が福島県知事の認定を受けている森林整備合理化計画を共同して作成し施業受託者となっている者のうち、理事長が信用状況の確認のための書類の提出を受け信用が確実であると認めた者
- 2 前項各号のいずれにも該当しない入札参加者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(入札の方法等)

第3条 入札参加者は、入札公告、入札説明書、契約条項、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び入札の条件、現場等を熟知し、また暴力団排除に関する制約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札書を作成し、入札公告に示した入札の場所及び日時に本人が出席して入札書を提出することを原則とし、入札公告において郵便による入札を行うことが明示されている場合を除き郵便をもって提出することができない。
- 3 入札参加者は、代理人をして入札を行うことができる。この場合、当該代理人は、入札書の提出前に代理人の資格を示す委任状を入札執行職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若し

くは数量に関して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず、その書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の執行等)

第6条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 開札は、入札終了時に入札会場にて行うものとする。
- 3 入札及び開札は公開とする。
- 4 開札したときは、直ちに入札書を入札金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。
- 5 前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き最低価格で入札した者から第2順位までの入札参加者（以下「落札候補者」という。）を落札候補者として入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

(入札書の無効等)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札した入札書
- (2) 郵便による入札（入札公告において郵便による入札を行うことが明示されている場合を除く。）
- (3) 入札時刻に遅れてした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札参加者の代理をした入札
- (6) 鉛筆書きによる入札書
- (7) 入札書の日付がない入札書
- (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札書
- (9) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札書
- (10) 入札書の事業番号、事業種、施行箇所いずれかが入札公告と一致しない入札書（軽微な誤字、脱字等であつて意思表示が明確であるものを除く。）
- (11) 上記第1号から第10号までに掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(落札決定の保留)

第8条 落札候補者を決定したときは、落札決定を保留し、落札候補者のうち第1順位の者から順に入札参加資格の確認を行った後に落札者を決定する。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した入札参加資格を有する者を落札者とする。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

- 2 前項の入札を行ってもなお落札候補者がいない場合には、入札執行職員は当該入札を打ち切ることができる。
- 3 第1項の入札には、第7条に規定する無効の入札をした者は参加することができないものとする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金)

第12条 会計処理規程第84条第1項に規定する契約保証金の納付は、落札者が第2条第1項各号のいずれかに該当する場合は、会計処理規程第84条第2項の規定により免除する。

2 第2条第1項各号のいずれにも該当しない落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合においては、落札者は、公社が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に公社へ提出しなければならない。

(質問及び異議の申立て)

第14条 入札参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について入札前において質問することができる。

2 入札書等の提出後、第4条第1項に規定する事項並びにこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

附 則

1 この心得は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に入札執行に係る決裁を受ける業務について適用する。

2 令和8年3月31日以前に入札公告を行った業務については、従前の例による。

(別添)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

参考様式 1

(ふくしま緑の森づくり公社森林整備業務条件付一般競争入札用)

入 札 書

入札金額 (※1)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壹	円也

事業番号 (※2) _____

事業種 _____

施行箇所 _____

上記のとおり入札します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 (※3)

印

(あて先) 公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社 理事長 (又は 会津事業所長)

- (※1) アラビア数字を用いるときには金額の頭初に「¥」記号を、漢数字を用いるときは金額の頭初に「金」の文字を併記すること。
- (※2) 入札公告において、事業番号が付されていない場合は、空欄として構わない。
- (※3) 入札等の権限を委任された者 (代理人) が入札する場合には、当該代理人の氏名を記載し、当該代理人の印を押印すること。



委 任 状

年 月 日

公益社団法人ふくしま緑の森づくり公社
理事長（又は 会津事業所長）

委 任 者

住 所 _____

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____ 印

私は、都合により、_____を代理人と定め、下記 _____ 件の
入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

事業番号	事業種	施行箇所